



平成 27 年 5 月 16 日

各 位

会社名 株式会社あさひ
代表者名 代表取締役 下田 佳史
(コード番号：3333 東証一部)
問合せ先 取締役経理部長 古賀 俊勝
TEL (06) 6923 - 7900

社外取締役及び社外監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款第 30 条及び第 41 条の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社外取締役及び社外監査役の氏名

- ・社外取締役 伊部 己代二
- ・社外監査役 西村 孝一
- ・社外監査役 北山 顕一
- ・社外監査役 神田 孝

2. 責任限定契約の締結日

平成 27 年 5 月 16 日

3. 責任限定契約締結の理由

当社は、平成 27 年 4 月 3 日付「社外役員との責任限定契約に関する定款の一部変更についてのお知らせ」にてお知らせしましたとおり、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、今後も引き続き社外取締役及び社外監査役として適切な人材を確保できるようにするため、社外取締役及び社外監査役と責任限定契約を締結することを可能とする定款変更議案を、当社第 40 回定時株主総会に付議し、当該議案は原案どおり承認可決されましたので、本日付にて全ての社外取締役及び社外監査役と当社定款第 30 条及び第 41 条の規定に基づく責任限定契約を締結いたしました。

4. 責任限定契約締結の根拠

当社定款（抜粋）

(1) (社外取締役との責任限定契約)

第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償

責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

(2) (社外監査役との責任限定契約)

第 41 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

以上